

「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に対する、よくある質問

《ご質問を頂く前に、ご確認をお願いいたします》

**(4) 熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を
運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業**

1. 交付の対象について

Q 1 熱需要設備にはどのようなものが含まれますか。

A 1 地元還元施設での熱利用をはじめ、農業や漁業での利用など、廃棄物焼却施設の余熱等を地域で利活用することによる低炭素化の構築に資するものが該当します。

Q 2 熱需要設備の範囲にバックアップボイラを含むとありますが、利用する熱媒体が蒸気の場合、蒸気発生用のバックアップボイラも対象設備として含めることが出来ますか。

A 2 バックアップボイラとして補助対象に含めることが出来る設備は温水ボイラーのみです。

2. 応募について

Q 3 応募期間外でも応募書類を送付すれば受け付けていただけますか。

A 3 受け付けはできません。

Q 4 次回公募に応募したいと考えていますが、実施される予定ですか。

A 4 今回公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に余剰が生じた場合に限り実施することとなりますので、必ず行われるものではありません。

Q 5 交付決定前に事業に着手してもよろしいですか。

A 5 補助対象部分は交付決定前に契約や着手をすることはできません。

Q 6 何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。

A 6 交付規程第 8 条第五号を参照ください。なお、何らかの事情で事業計画に変更が生じる場合は、予め技管協に相談下さい。

- 第 8 条第五号（要約） 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 7 による遅延報告書を技管協に提出して、その指示を受けていただきます。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 ヶ月以内である場合はこの限りではありません。

Q 7 補助金額における費用対効果（円／ t_{CO_2} ）の上限額として16,000円／ t_{CO_2} が示されています。その場合の補助金額の上限額を求める具体例を挙げて説明してください。

A 7 以下に公募要領に記載している計算式に具体的な数値を使用して説明します。

$$\text{補助金額の上限} = \text{費用対効果の上限額} \times \text{事業実施における年間CO}_2\text{削減量} \times \text{加重平均耐用年数}$$

① = ② × ③ × ④

①：〇〇〇,〇〇〇円（千円未満は切り捨て）

②：16,000円／ t_{CO_2}

③：設備導入事業実施後のCO₂排出量－実施前のCO₂排出量 〇〇 t_{CO_2} /年

④：加重平均耐用年数 年

《計算例》 ビニールハウスに廃棄物処理の熱を供給しCO₂を削減する事業の場合

③：設備導入前後の年間CO₂削減量＝480 t_{CO_2} /年の場合

④：廃棄物処理の熱を使用する温室施設の加重平均耐用年数

○法定耐用年数14年のビニールハウス120,000千円（補助対象）

○法定耐用年数7年の熱交換器等の熱導管設備80,000千円（補助対象）

○加重平均耐用年数

$$= (14\text{年} \times 120,000\text{千円} + 7\text{年} \times 80,000\text{千円}) / (120,000\text{千円} + 80,000\text{千円}) = 11.2\text{年}$$

○補助金額の上限＝16,000円／ t_{CO_2} × 480 t_{CO_2} /年 × 11.2年＝86,016千円

●申請者が見積もった補助対象基本額が200,000千円である場合、補助金は補助率1／2の100,000千円ではなく、費用対効果の上限が適用され86,016千円となる。